

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月27日
【会社名】	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ 株式会社
【英訳名】	SE Holdings and Incubations Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 速水 浩二
【本店の所在の場所】	東京都新宿区舟町 5
【電話番号】	(03)5362-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部部长 松村 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区舟町 5
【電話番号】	(03)5362-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部部长 松村 真一
【届出の対象とした募集有価証券 の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法 により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上 記のとおり無償です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額 927,715,800円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使 に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、 平成25年11月27日現在の当社発行済株式総数（当社が保 有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算 出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行 使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額 に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	15,995,100個
発行価額の総額	0円
発行価格	本新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年12月9日（月）
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 取締役会決議日

平成25年11月27日開催の当社取締役会決議によります。

2. 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記(注)3.に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法を、「本資金調達方法」といいます。）。

3. 株主確定日

平成25年12月6日（金）

4. 割当比率

各株主の有する当社普通株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同様とします。）

平成25年12月9日（月）

6. 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年11月27日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期間及び

払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記（注）5. に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	7,997,550株 1. 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年11月27日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります（本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、0.5株とします。）。なお、本欄第2項に記載のとおり、本新株予約権については、その行使毎に1株に満たない端数の切り捨てが行われるため、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される株式の総数が、上記本新株予約権の目的となる株式の総数よりも少なくなる場合があります。 2. 本新株予約権を行使した本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各本新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり58円とします。 2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額は、116円とします。（注）3.

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	927,715,800円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年11月27日（水）現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は116円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年1月14日（火）から平成26年2月6日（木）までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 渋谷支店 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様です。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておられません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、会社法第282条に従い、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生します。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額

上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に記載の通り、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.5株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権2個を行使し、合計の行使代金として116円を払い込む必要があります。

4. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年1月14日（火）から平成26年2月6日（木）までとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着した日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年2月6日（木）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次が行われることが想定されています（当該処理日程については、振替機関が公表している振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年2月5日（水）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

6. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において、同取引所が本書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成25年12月9日（月））となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

7. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
927,715,800	38,000,000	889,715,800

（注）

1. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年11月27日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、業務委託報酬20,000,000円（三田証券株式会社）、登記費用1,000,000円、その他諸費用（信託報酬、口座機関への事務手数料、弁護士報酬等）17,000,000円からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場等を通じて本新株予約権を購入した投資家様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数15,995,100個のうち、14,396,552個分が行使され、行使比率が90.0%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約835,000,000円、発行諸費用の概算額が約35,000,000円、差引手取概算額が約800,000,000円となった場合における手取金の使途について記載しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
子会社宛投融資	500,000,000円	平成26年3月～平成27年3月
うち、(i)スマートフォン関連事業	(150,000,000円)	平成27年1月～平成27年3月
うち、(ii)中国EC関連事業	(50,000,000円)	平成26年4月～平成26年6月
うち、(iii)出版事業収益構造転換に係る資金	(300,000,000円)	平成26年1月～平成26年3月
M&A、企業投資資金	300,000,000円	平成28年1月～平成28年3月
合計	800,000,000円	-

- (注) 1. 当社は、本新株予約権無償割当ての行使比率が90.0%に達しない場合には、A.出版事業収益構造転換に係る資金、B.スマートフォン関連事業、C.M&A、企業投資資金、D.中国EC関連事業の順に優先的に資金を使用してまいります。なお、当該行使比率に満たない資金については、銀行借入れにより調達した資金を充当する予定です。
2. 本件の行使比率が90.0%を超過した場合、当該超過分に相当する調達金額の全てについて、のM&A、企業投資資金に充当する予定です。
3. 今回調達した資金について、上記及びの資金使途に対して実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。
4. M & A 資金については、具体的な案件成約時期によっては支出時期が前倒しになる可能性があります。

子会社宛投融資

() スマートフォン関連事業

当社グループでは連結子会社であるSEモバイル・アンド・オンライン株式会社の事業として昨年度よりスマートフォンコンテンツの開発や運営など同市場関連事業を展開しており、今後もコンテンツの拡充やユーザー拡大による同事業の拡大を予定しております。

今回調達した資金のうち、150百万円分につきましては、SEモバイル・アンド・オンライン株式会社のスマートフォン関連事業用資金（当該事業推進に係るマーケティング費）として同社宛投融資を予定しております。

() 中国EC関連事業

当社グループでは連結子会社であるSEモバイル・アンド・オンライン株式会社の事業として、本年10月より中国においてeコマース（電子商取引。以下「EC」といいます。）事業を開始いたしました。日本において20年以上の製造・販売実績を持つスキンケア商品について中国政府の販売許可を取得し、中国国内のECライセンスをもつ協業会社800Teleservices社グループ（本社所在地：中国上海市、代表者：グループ会長（CEO）Alex Wong）と協力して中国最大手のECモールであるタオバオ（淘宝）においてECサイトをオープンしたものです。今後、商材の拡充と他のECモールにも出店を進めて行き、当該事業の拡大を計画しております。

今回調達した資金のうち、50百万円分につきましては、SEモバイル・アンド・オンライン株式会社の中国EC関連事業用資金（主に当該事業推進に係る販売業務委託費及びマーケティング費）として同社宛投融資を予定しております。

(注) 800Teleservices社について

上海、香港、台湾を拠点とする主に中国語圏の大手コンタクトセンター事業者で、タオバオ社のバックエンドを担うパートナー企業であります。当社は、同社株式の約5%を保有し取締役を1名派遣しております。

(iii) 出版事業収益構造転換に係る資金

当社グループの主力事業は、連結基準の売上の約3分の1を占める出版事業であります。

現在、出版業界においては、電子デバイス普及などを背景に書店による店頭書籍販売額が継続して減少傾向にあり、当社グループで出版事業を営む株式会社翔泳社（当社連結子会社）でも、収益源の多様化及び従来の収益源減少の補完・代替を図るべく、従来から得意としておりましたオンライン経由の書籍販売に加え、電子書籍化にも積極的に取り組んでおり、来年3月末時点での電子書籍点数（累計）は500点超に増加する見込みであります。また、これらと並行してオンラインメディア化による広告収入増強、IT技術者を主な対象とする各種イベントの実施、海外版權収入拡充などにも積極的に取り組んでおります。

今回調達した資金のうち、300百万円分につきましては、以上に述べました書籍のオンライン販売促進・電子書籍化、広告・イベント収入増加並びに海外版權収入拡充といった株式会社翔泳社の収益構造転換に係る必要資金（左記関連サービスの事業推進に係る開発費200百万円及びマーケティング費100百万円。事業別としては電子書籍化150百万円、オンライン販売・広告各50百万円、イベント・海外版權各25百万円を見込んでおります。）として同社宛投融资を予定しております。

M&A、企業投資資金

当社グループにおいては、既存事業を補完・拡充するため、また、成長分野での新規事業を促進するため、これまでM&AやIT企業などに対する企業投資を数多く行ってまいりました。M&Aとしては、インターネットカフェ運営会社の株式会社リバティハウス、株式会社コミカ（両社共、現INCユニテッド株式会社（当社連結子会社））、及び電気工事士資格試験教材販売会社の株式会社ファーストアカデミー（現株式会社翔泳社アカデミー（当社連結子会社））の企業買収などの実績があります。また、IT企業などに対する企業投資としては、現在、中国EC事業で協業しております中国コールセンター・業務アウトソース大手事業者800Teleservice社、ソーシャルメディア構築・運営・監視事業などを行う株式会社ガイアックス（本社所在地：東京都品川区、代表者：代表執行役社長 上田祐司）、及び株式会社産業革新機構がメジャー出資をしました次世代リチウム電池用電極開発を進めるシリコンバレーベンチャーZepton Corporation（本社所在地：米国サンノゼ、代表者：CEO 鈴木達則）への投資などの実績があります。

当社グループを取り巻く急速な事業環境の変化への対応並びに当社グループの事業の持続的発展を目的として、引き続きオンラインソフト・アプリケーション開発やクラウド関連事業、グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業など成長分野に属する既存・新規事業の補完や拡充、及びIT事業特有のライフサイクル短期化を補完し当社グループの収益安定化を目指したM&Aや企業投資を行ってまいります。現時点では具体的な買収先や投資先は未定ですが、今回調達した資金のうち、当社グループの投資リスク許容度、自己資本及び過去の1件当たり投資金額実績が数億円程度であったこと等を勘案し、300百万円分につきましては、今後、当社の既存事業の補完・拡充並びに成長分野の推進を目的としたM&A、企業投資資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集に関する特別記載事項】

1. ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施する目的及び理由

(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的

資金調達

当社グループは、昭和60年（1985年）の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット&モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの5つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場（IT市場）の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、上記の戦略的投資分野での事業展開と並行して、今後の成長市場と目される（ ）スマートフォン、ソーシャルネットワーク・クラウドサービスなどの新興ITサービス関連事業、（ ）中国関連事業、及び（ ）グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業にも積極的に取組み、スマートフォンコンテンツの開発・提供やGoogleTM Apps Premier Editionの正規販売代理店としての3年間に亘る活動、中国市場でのイー・コマース営業開始及び次世代リチウム電池用電極開発を進めるシリコンバレーベンチャーZepton Corporation（株式会社産業革新機構がメジャー出資）への投資など、成長市場分野への事業展開に係る具体的な実績を生み出しつつあります。

（注）（ ）「新興ITサービス関連事業」は、スマートフォンやソーシャルネットワーク、クラウドサービスなどの新興のITサービス市場において、当社グループが手掛ける様々なサービスの販売や関連ソリューション提供などの新規事業であります。（ ）「中国関連事業」は、中国市場における、当社出資先800Teleservice社（中国コールセンター・業務アウトソース大手事業者）と共同での、日本企業に対するEC等中国進出支援やITソリューション提供などの新規事業であります。（ ）「グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業」は、IT市場分野で当社グループが長年培ってきたコミュニケーション事業のノウハウをグリーンテクノロジー（環境技術）市場で応用していこうとする新規事業であります。

当社グループを取り巻く市場では、近年スマートフォン市場が飛躍的に拡大し、iPadやKindleを始めとするタブレット端末の普及も広がりを見せつつあります。そうした傾向を受けて、当社グループの事業分野では、従来の紙媒体の書籍市場に加えて電子書籍市場が拡大し、従来のフィーチャーフォン向けアプリ市場からスマートフォン向けアプリ市場への移行、オンライン端末を利用した研修の拡大など、著しい事業環境の変化が見られます。

また、当社グループは更なる成長を期すため、前連結会計年度においてネットカフェ事業における不採算資産の一掃やのれんの一括償却、及びスマートフォン関連事業への先行投資費用約2.5億円の計上等を実施したこと等により経常赤字となりました。また、当連結会計年度上半期においても、出版市場全体における書店販売の不振の影響から書籍販売不振が継続したことや、前述した先行投資が上半期後半まで続いたことなどにより依然として経常赤字の状況にあります。但し下半期においては、スマートフォン関連事業への投資回収が本格化すること、及び出版事業において電子化・オンライン化などが進むことから、新規事業の拡大に向けた環境が整いつつあり、当社グループとして新規事業の拡大に向けた環境が整いつつございます。

このような状況の下、当社グループが今後更なる成長を実現するためには、上記「子会社宛投融资（ ）スマートフォン関連事業（ii）中国EC関連事業」で述べた新規事業の更なる拡大、既存事業を補完・拡充するためのM&Aへの取組み、及び既存事業の中でもとりわけ出版事業の収益構造転換を早急を実施することが必要であると認識しております。本新株予約権無償割当てを実施し、株主及び投資家の皆様に本新株予約権を行使して頂くことにより手元資金の拡充を図り、当社グループの事業拡大を一層加速させることが可能になると考えております。

株式の流動性の向上

平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数は、18,636,800株（自己株式2,641,700株を含みます。）、平成25年9月末時点における株主数は5,622名という状況であり、今後将来的に大規模な資本政策を実現するに際しては、株主数及び発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることが重要であるとと考えております。

本件においては、本新株予約権及び本新株予約権の行使により発行される株式については、市場で売買されることが想定されており、また、本新株予約権無償割当てにより割り当てられた本新株予約権の行使がなされた場合、原則として、保有自己株式2,641,700株（平成25年11月27日現在）を優先的に交付する予定であり、当該自己株式の交付が全て完了した場合、または、行使がなされた新株予約権の個数に対応する自己株式がない場合においては、新規に株式を発行した上で、交付する予定でございます。従いまして、平成25年11月27日現在の当社発行済株式総数を基準とし、本新株予約権が全て行使され、かつ、上記の通り当社自己株式を全て交付した場合においては、新規に発行をした上で交付される株式数は最大5,355,850株となり、当該発行済株式総数は、23,992,650株となります。これにより、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、今後将来的に大規模な資本政策を実現する環境を整備し、上述の成長分野に更なる事業投資を行うことで、当社の企業価値を高めていく所存です。

（２）他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記「（１）当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

当社は金融機関とは良好な関係を維持しており、常日頃より当社グループの業績内容については適宜個別のIRミーティング等を活用して説明を実施してまいりました。本件につきましては、資金調達の目的が新規事業や出版事業の収益構造転換といった投資回収時期が比較的長期かつ不確定時期に亘る可能性があり、また、追加的な収益獲得及び収益改善を図る性質のものであることから、現時点においては、基本的に短期間での返済、かつ、投資回収時期と借入返済時期を一定程度一致させることが要求される金融機関からの借入れではなく、資本市場からの調達が無効かつ適切であるものと認識しております。

B. 公募増資

公募増資については、当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性がありますが、現在の当社の株式流動性（平成25年9月末現在の発行済株式総数18,636,800株に対し、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年11月26日を基準とした、東京証券取引所（平成25年7月12日以前は株式会社大阪証券取引所）における当社の普通株式の1日あたり出来高は直近1ヶ月平均785,343株、直近3ヶ月平均859,842株、直近6ヶ月平均456,070株）や時価総額（本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年11月26日の東京証券取引所における当社普通株式終値208円に発行済株式数18,636,800株を乗じて算出した3,876百万円）を理由とした、引受証券会社が負うリスクや当該引受証券会社が求める収益性の観点から、増資を引受する証券会社が本日時点で見つからないこと等を鑑みますと、現時点においては、資金調達手法の候補からは除外せざるを得ないと判断しております。

C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、(i)割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、()本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額（詳細については上記「第一部 [証券情報] 2 [新規発行による手取金の使途] (1) [新規発行による手取金の額]」参照。）及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の皆様の株式価値希薄化の影響が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない株主の皆様が株式価値希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の皆様利益及び株式価値希薄化の影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当ては、株主の皆様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、株主の皆様が付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、同様に、望ましい方法ではないと考えております。

E. ライツ・オフリング（コミットメント型）

ライツ・オフリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オフリングといわれるスキームがあるところ、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。いわゆるライツ・オフリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オフリングの実現可能性について協議を重ねましたが、上述の公募増資同様現在の当社の株式流動性や時価総額の水準等を鑑みると、その実施は相当に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

本資金調達方法（ライツ・オフリング（ノンコミットメント型））のメリット及びデメリット

上記「（１）当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフリング（ノンコミットメント型）の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

（メリット）

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「その他の資金調達方法の検討について

C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行」に記載のとおり、第三者割当てによる資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、上記「（１）当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」で述べたとおり、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、今後将来的に大規模な資本政策を実現する環境を整え、上述の成長分野に対して更なる事業投資を行うことにより当社の企業価値を高めていくことが期待されております。

（デメリット）

A．資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様或いは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点、株主の皆様につきましては、本書面及び本日公表の「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）に関するご説明（Q&A）」等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本計画の内容を十分にご理解いただきたく存じます。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様への利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2．主要株主の権利行使予定

当社は、当社の主要株主でもある当社代表取締役速水浩二より、今回の新株予約権無償割当により、同人に割当てられることとなる本新株予約権の権利行使等の予定について概ね以下の説明を受けております。

本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有することとなる本新株予約権については、最大限行使する意向である。

上記に記載された本新株予約権の行使については、同人の手持ち資金に加えて、同人が有する当社普通株式又は本新株予約権の売却、その他当社以外の普通株式や投資信託等の処分によって得た資金を充当する予定である。

但し、上記に記載された、同人の保有する当社普通株式又は本新株予約権の売却、その他当社以外の普通株式や投資信託等の処分については、本書提出日以降、本件の行使期間満了日までの当社普通株式及び本新株予約権、その他当社以外の普通株式や投資信託等の市場価格及びその見込みによっては、全部又はその一部が行われない可能性がある。

従って、同人の保有する当社普通株式及び本新株予約権の売却状況並びにそれらの見込みによっては、同人に割り当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、本日現在においては同人による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況になります。なお、より具体的な投資方針又はその結果につきましては、当社にて確認出来次第、適宜開示をしていく予定です。

3．発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様による本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定いたしました。割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権1個の行使により当社普通株式0.5株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり116円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値の55.8%）に設定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オフリング発行事例における最終行使比率並びに株価の推移等を参考にしております。当該発行事例並びに本新株予約権1個の行使により交付される株式数が0.5株である点を鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日前営業日の株価終値の65%未満の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年11月26日を基準とした場合、東京証券取引所（平成25年7月12日以前は株式会社大阪証券取引所）における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は185円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は178円及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は146円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額116円は各々当該平均値の62.7%、65.2%、79.5%の水準となります。本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えております。

4．潜在株式による希薄化情報等

平成25年11月27日現在における当社の発行済株式総数は18,636,800株であり、そのうち当社が保有する当社自己株式の数は2,641,700株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に交付する当社保有当社株式は2,641,700株であり、新規に発行した上で交付する当社普通株式数は5,355,850株です。従いまして、当社発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は28.7%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成25年12月9日（月）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成25年12月30日（月）頃に、本新株予約権に関する株主割当通

知書が、各株主様がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に届く予定です。)、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、さらに、東京証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期）及び四半期報告書（第29期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月27日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成25年11月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第2 四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

なお、以下書類について、後日関東財務局長への提出を予定しております。

四半期報告書	事業年度 (第29期第3 四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月7日 関東財務局長に提出予定
--------	-------------------------	-------------------------------	--------------------------

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月21日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定	留	尚	之
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	橋	幸	毅
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 定 留 尚 之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 幸 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 定 留 尚 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 幸 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。